

合併協議会だより

発行・編集/相模原・津久井地域合併協議会 〒229-0036 神奈川県相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階 ☎042-769-8206 ホームページ <http://www.st-gappei.jp>

第1回 相模原・津久井地域 合併協議会が開催されました

4月30日(金)午後1時から、相模原市のけやき会館において、第1回相模原・津久井地域合併協議会が開催され、相模原市、城山町、津久井町、相模湖町の1市3町による合併に関する本格的な検討・協議がスタートしました。

会長、副会長のあいさつ、委員への委嘱状の交付に続き、規約・規程と、16年度事業計画・予算に関する報告が行われ、承認されました。

また、会議終了後、政策研究大学院大学の辻琢也教授の講演会と、第1回まちづくりの将来ビジョン検討委員会が開催されました。(協議会の内容は2面、講演会の内容は3面、まちづくりの将来ビジョン検討委員会の内容は4面に記載してあります。)



第1回相模原・津久井地域合併協議会

相模原市と津久井郡各町による 合併協議に係る主な経過

- 平成15年5月 相模原市と津久井郡の4町は、広域的な課題や多様化する行政需要に対応した住民サービスの提供を図るため、昭和55年より「首長懇談会」を定期的に開催してきました。合併についても事務的な研究を合同で進めることにしました。
- 平成15年7月 相模原市と津久井郡4町の職員をメンバーとする「市町村合併に関する調査研究部会」を設け、各市町の現況や特性、行政水準の比較など地域全体を把握するための調査研究を開始しました。
- 平成16年1月23日 城山町、津久井町、相模湖町の各町長から、相模原市長に対して「地域の将来像や住民生活への影響など、合併に関するあらゆる事項について、検討・協議をするため、合併協議場の設置をお願いしたい」との申入れがされました。
- 平成16年3月30日 相模原市長、城山町長、津久井町長及び相模湖町長が協議会規約等を定め、任意の合併協議会を設立し、協議を進めていくことに合意しました。
- 平成16年4月1日 任意の合併協議会である、相模原・津久井地域合併協議会」を設立しました。
- 平成16年4月30日 「第1回相模原・津久井地域合併協議会」及び「第1回まちづくりの将来ビジョン検討委員会」を開催しました。

本協議会 は 任意の協議会です

合併協議会には、法定の協議会と任意の協議会の2種類があります。

法定協議会は地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に基づき設置される組織で、関係市町村の議会の議決を経て設置され、関係市町村の長及びその他の職員、議会の議員、学識経験者で構成されます。

一方、任意協議会は、文字どおり任意に設置されるもので、協議される内容や

その範囲には法律上の定めがありません。このため、合併協議について幅広く調査・研究し、協議することができま

今回設置された「相模原・津久井地域合併協議会」は、任意の協議会です。合併の是非も含めて、住民の皆様が合併について適切な判断ができるよう、合併後のまちづくりの将来ビジョンをはじめ、合併に関するあらゆる事項を協議し、その内容や結果などについては協議会だよりやホームページなどにより、具体的な情報を提供してまいります。

シリーズQ&A 合併どうして?

合併することに決まったの？

津久井のおばあちゃんが言っていたけど、今度ぼくの住んでいる相模原市とおばあちゃんの町がいつしよになるんだって。

そうよ、市町村合併といつて、おばあちゃんとはもう同じ相模原市民になるのよ。

おかあさん、ちょっと待って。

まだ合併すると決まったわけではないんですよ。

市町村合併はその地域の将来に関わるとても重要な問題なので、慎重に検討・協議する必要があります。

そのために、相模原市と津久井郡の城山町、津久井町、相模湖町の3町は、市町の現状や今後の見通し、さらに合併をしたらどんな「まち」になるのかについて検討・協議する任意の「相模原・津久井地域合併協議会」をこの4月に設立したんですよ。

もちろん協議会で協議された内容については、協議会だよりやホームページなどにより、広く住民の皆さんに情報提供をし、意見などを協議に反映することになるんです。

この協議が進んだところで、合併するかどうかについて判断することになると思いますよ。

いつ合併するの？

どうということなの。

これからみんな話したり、みんなの意見を聴いたりして合併するかどうか決めるんですよ。

みんなの意見を聴いたりして、一体いつおばあちゃんの町といっしょの市になるの。

そういえば、市町村合併は結婚と同じようなものだと聞いたことがあるから、お見合いか恋愛かでちょっと違うけど、お付き合いして相手のことが分かって、結婚をするとしたら・・・。

おかあさん、いい例えだけど、結婚とは違って、いろいろな手続きが必要なんですよ。

特にいつと決まっているわけではないけれど、任意の合併協議会で協議がある程度まとまったら、議会の議決を経て法定協議会へ移行して協議をします。そこで合併しようということになったなら、もう一度議会の議決を経て合併が決まるということになるんですよ。

それと、平成17年の3月末までに合併することを議会で決めて、県知事に申請すると、財政的に特別な支援が受けられるから、今、全国で合併の協議をしている市町村は、これを視野に入れて考えているところが多いと思いますよ。

確かに少しでも財政的に有利な方が、みんなにとってもいいわね。

今度、おばあちゃんにも話を聞いてみたいわ。